

愛玩用飼養鳥獣（メジロ）の飼養許可について

野鳥は本来自然のままに保護することが求められており、平成24年4月1日から野鳥を飼養目的で捕獲することが禁止されました。現在、許可を得て飼養している人に対しては、引き続き法律に基づく許可が必要となります。

1. 飼養登録更新について

現在「メジロ飼養許可」（有効期間1年）を受け飼育されている方については、飼養登録票の有効期間満了の10日前までに更新手続きを行うことにより、飼育中のものに限り1世帯1羽の飼育が認められます。以下の説明に従い、更新手続きを行ってください。

- ① 鳥獣飼養登録票更新申請書（農林水産課及び各総合支所にあります。）に必要事項を記入し、窓口へ提出する。**同時に野鳥、足環、登録票の確認を行います。**
- ② 必要なもの（野鳥及び足環、登録票、登録手数料3,400円、印鑑）
- ③ 市から「飼養登録票」が交付されます。（1年間有効）

2. 注意事項

- ① 足環や飼養登録票がない場合は違法飼養とみなし、放鳥していただきます。
- ② 飼養登録期間中に死亡、放鳥等で飼養をとりやめたときは、届出が必要です。
- ③ 更新手続きを怠ると、「違法飼育」として処罰されますので、必ず更新手続きを行ってください。

3. 罰則の内容

無許可で野鳥を捕獲・飼養している場合は、以下の通り厳しく処罰されますので、絶対に行わないようお願いします。

- ① 無許可の場合は警察が予告なくご家庭に立ち入ることがあります。
- ② 無許可の場合は国の法律により厳しく処罰が科せられます。
 - ・無許可捕獲＝**100万円以下の罰金又は1年以下の懲役**
 - ・無許可飼養＝**50万円以下の罰金又は6ヶ月以下の懲役**

【お問い合わせ先】雲仙市農林水産課林務水産班（0957-38-3111）

または各総合支所地域振興部まで

国見総合支所（0957-78-2111）

千々石総合支所（0957-37-2001）

瑞穂総合支所（0957-77-2111）

小浜総合支所（0957-74-2111）

愛野総合支所（0957-36-2111）

南串山総合支所（0957-88-3111）